

水道水水質検査結果表

令和3年4月分

項目名	採水年月日	R3. 4. 5						
		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 営農用水道
1 一般細菌	100以下であること	0	2	1	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること				<0.0003			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること				<0.00005			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること				<0.001			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること				<0.001			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること				0.002		<0.001	
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること				<0.001			
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること				<0.004			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること				2.4			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること				<0.08			
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること				<0.0002			
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 ジス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること				<0.004			
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること				<0.002			
18 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること				<0.001			
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること				<0.001			
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること				<0.001			
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること	0.06	<0.06	0.10	<0.06	<0.06	<0.06	0.08
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること	0.005	0.003	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブromメタン	0.1mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること	0.007	0.004	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.005	0.004	0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29 ブromメタン	0.03mg/l以下であること	0.002	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
30 プロモホルム	0.09mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること				<0.005			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること	<0.02	<0.02	0.07	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること				<0.03			
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること				<0.005			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること				7.2			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること			<0.005	<0.005			
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること	23.3	2.4	12.5	3.4	2.4	22.5	2.1
39 カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること				30.8			
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること	144			119			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること				<0.02			
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること				<0.000001			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること				<0.000001			
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	0.005mg/l以下であること				<0.0005			
46 有機物	3mg/l以下であること	1.2	0.8	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1
47 pH値	5.8以上8.6以下であること	6.9	6.7	7.2	6.8	6.7	6.5	6.9
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51 濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水 クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水 ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水 嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年5月分		採水年月日	R3. 5. 24	R3. 5. 24	R3. 5. 24				
項目名		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	1	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	14.4	2.4	11.5	3.0	2.2	21.2	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.5	0.9	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.1	6.6	6.9	6.7	6.6	6.7	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	1	1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)	0	0		0	0		0

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年6月分		採水年月日	R3. 6. 21	R3. 6. 21	R3. 6. 21				
項目名		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	17.6	2.3	11.6	3.0	2.2	21.1	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること	<0.000001						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること	<0.000001						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.8	1.0	0.3	0.1	0.1	<0.1	0.1
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.4	6.6	7.0	6.7	6.7	6.4	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年7月分		採水年月日	R3. 7. 5	R3. 7. 5	R3. 7. 5	R3. 7. 5	R3. 7. 5	R3. 7. 5	R3. 7. 5
項目名		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること	<0.0003		<0.0003				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること	<0.00005		<0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001			<0.001	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること	<0.004		<0.004				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること	0.1		<0.1				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること	0.14		0.12				
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること	<0.0002		<0.0002				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること	<0.004		<0.004				
17	ジクロロエチレン	0.02mg/l以下であること	<0.002		<0.002				
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること	<0.001		<0.001				
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること	0.08	<0.06	0.12	<0.06	<0.06	<0.06	0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること	0.021	0.008	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.006	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモ酢酸	0.1mg/l以下であること	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること	0.032	0.010	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.008	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29	ジブロモ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.009	0.002	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること	0.030		0.028				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること	<0.02	<0.02	0.06	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること	<0.03		0.04				
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること	0.005		<0.005				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること	22.0		20.9				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること	<0.005		<0.005				
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	23.0	2.3	11.4	3.1	2.3	20.5	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること	125.2		13.3				
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること	232		143				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること	<0.02		<0.02				
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること	0.000002		<0.000001		<0.000001		<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること	<0.000001		<0.000001		<0.000001		<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
46	有機物	3mg/l以下であること	1.8	1.2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.4	6.7	7.0	6.8	6.9	6.5	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年8月分		採水年月日	R3. 8. 23	R3. 8. 23	R3. 8. 23	R3. 8. 23	R3. 8. 23	R3. 8. 23	R3. 8. 23
項目名	基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道	
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	4	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブromoジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	20.0	2.3	10.9	3.1	2.2	20.8	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること	0.000001						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること	<0.000001						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.9	0.9	0.4	0.2	0.2	0.1	0.2
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.4	6.6	7.0	6.7	6.7	6.6	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	1	1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)	0	0		0	0		0

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年9月分		採水年月日	R3. 9. 13	R3. 9. 13	R3. 9. 13	R3. 9. 13	R3. 9. 13	R3. 9. 13	R3. 9. 13
項目名	基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道	
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	24.0	2.3	11.3	3.1	2.2	21.3	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.7	0.9	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.3	6.7	7.0	6.8	6.7	6.6	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)	0						
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)	0						
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年10月分		採水年月日	R3. 10. 4	R3. 10. 4	R3. 10. 4				
項目名		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	9	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること		<0.0003				<0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること		<0.00005				<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること		0.002				<0.001	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること		<0.004				<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること		0.6				0.1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること		<0.08				0.08	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること		<0.0002				<0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	ジ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること		<0.004				<0.004	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること		<0.002				<0.002	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること		<0.001				<0.001	
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること	<0.06	<0.06	0.15	<0.06	<0.06	<0.06	0.09
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること	0.025	0.007	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブクロロメタン	0.1mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること	0.029	0.009	0.007	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	0.014	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブクロロメタン	0.03mg/l以下であること	0.004	0.002	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること		<0.005				<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること	0.02	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること		<0.03				0.06	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること		0.014				<0.005	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること		6.8				18.0	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること		<0.005	<0.005			<0.005	
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	17.2	2.2	11.5	3.1	2.3	22.1	2.0
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること		14.6				17.5	
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること	171	102				147	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること		<0.02				<0.02	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること		<0.000001				<0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること		<0.000001				<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること		<0.0005				<0.0005	
46	有機物	3mg/l以下であること	2.1	0.8	0.5	0.3	0.2	<0.1	0.1
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.2	6.7	7.0	6.8	6.7	6.4	7.0
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位：個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位：個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位：個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年11月分		採水年月日	R3. 11. 15	R3. 11. 15	R3. 11. 15				
項目名		基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	73.9	2.2	11.1	3.0	2.2	22.1	1.9
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下であること							
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下であること							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.5	1.5	0.4	0.2	0.3	0.4	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	6.9	6.6	7.0	6.7	6.7	6.4	6.8
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)	8	0		0	0		0

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和3年12月分

項目名		採水年月日	R3. 12. 13						R3. 12. 13	
			基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	4	0	0	0	
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること								
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること								
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること								
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること								
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること								
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること								
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること								
16	ジス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること								
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること								
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること								
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること								
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること								
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること								
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること								
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること								
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること								
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること								
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること								
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること								
29	ブromクロロメタン	0.03mg/l以下であること								
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること								
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること								
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること								
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること								
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること								
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること								
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること								
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	19.8	2.2	2.2	3.0	2.2	21.7	1.9	
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること								
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること								
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること								
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること								
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること								
46	有機物	3mg/l以下であること	1.2	0.9	0.3	0.1	0.1	<0.1	0.1	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.0	6.7	7.2	6.7	6.7	6.8	6.9	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)								
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)								
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)								

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和4年1月分

項目名	採年月日	基準値	R4. 1. 11	R4. 1. 11					
			本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 営農水道	美蘭別 営農水道
1 一般細菌		100以下であること	0	0	0	0	0	0	
2 大腸菌		検出されないこと	0	0	0	0	0	0	
3 カドミウム及びその化合物		0.003mg/l以下であること							
4 水銀及びその化合物		0.0005mg/l以下であること							
5 セレン及びその化合物		0.01mg/l以下であること							
6 鉛及びその化合物		0.01mg/l以下であること							
7 ヒ素及びその化合物		0.01mg/l以下であること					<0.001		
8 六価クロム化合物		0.05mg/l以下であること							
9 亜硝酸態窒素		0.04mg/l以下であること							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/l以下であること							
12 フッ素及びその化合物		0.8mg/l以下であること							
13 ホウ素及びその化合物		1.0mg/l以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
14 四塩化炭素		0.002mg/l以下であること							
15 1,4-ジオキサン		0.05mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下であること							
17 ジクロロメタン		0.02mg/l以下であること							
18 トリクロロエチレン		0.01mg/l以下であること							
19 トリクロロエチレン		0.01mg/l以下であること							
20 ベンゼン		0.01mg/l以下であること							
21 塩素酸		0.6mg/l以下であること	<0.06	<0.06	0.06	<0.06	<0.06	0.09	
22 クロロ酢酸		0.02mg/l以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23 クロロホルム		0.06mg/l以下であること	0.004	0.004	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	
24 ジクロロ酢酸		0.03mg/l以下であること	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/l以下であること	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
26 臭素酸		0.01mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27 総トリハロメタン		0.1mg/l以下であること	0.010	0.005	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/l以下であること	<0.003	0.003	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	
29 ブromジクロロメタン		0.03mg/l以下であること	0.004	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
30 プロモホルム		0.09mg/l以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/l以下であること	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
32 亜鉛及びその化合物		1.0mg/l以下であること							
33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/l以下であること	<0.02	0.03	0.06	<0.02	<0.02	<0.02	
34 鉄及びその化合物		0.3mg/l以下であること							
35 銅及びその化合物		1.0mg/l以下であること							
36 ナトリウム及びその化合物		200mg/l以下であること							
37 マンガン及びその化合物		0.05mg/l以下であること			<0.005				
38 塩化物イオン		200mg/l以下であること	22.2	21.6	12.0	2.0	2.0	24.7	2.5
39 カルシウム、マグネシウム等		300mg/l以下であること							
40 蒸発残留物		500mg/l以下であること	230						
41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/l以下であること							
42 ジェオスミン		0.00001mg/l以下であること							
43 2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/l以下であること							
44 非イオン界面活性剤		0.02mg/l以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45 フェノール類		0.005mg/l以下であること							
46 有機物		3mg/l以下であること	1.1	0.8	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2
47 pH値		5.8以上8.6以下であること	7.3	6.7	7.1	6.7	6.7	6.4	6.9
48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度		5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51 濁度		2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和4年2月分		採年月日	R4. 2. 14	R4. 2. 14	R4. 2. 14	R4. 2. 14	R4. 2. 14	R4. 2. 14	R4. 2. 14
項目名	基準値	本別上水道	仙美里簡易水道	勇足簡易水道	美里別簡易水道	美里別簡易水道 (西美里別地区)	勇足西 宮農用水道	美蘭別 宮農用水道	
1	一般細菌	100以下であること	1	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	ジ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	26.4	2.0	11.2	2.9	1.9	23.8	1.6
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.1	0.7	0.4	0.1	0.2	0.2	0.2
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.3	6.7	7.1	6.7	6.7	6.7	6.8
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)	0	0		0	0		0

※ 原水に水質基準は適用されません。

水道水水質検査結果表

令和4年3月分

項目名		採水年月日	R4. 3. 7 本別上水道	R4. 3. 7 仙美里 簡易水道	R4. 3. 7 勇足 簡易水道	R4. 3. 7 美里別 簡易水道	R4. 3. 7 美里別 簡易水道 (西美里別地区)	R4. 3. 7 勇足西 営農用水道	R4. 3. 7 美蘭別 営農用水道
		基準値							
1	一般細菌	100以下であること	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること							
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること							
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下であること							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること							
16	ジス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること							
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること							
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること							
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること							
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること							
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること							
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること							
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること							
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること							
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること							
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること							
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること							
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること							
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること							
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	29.3	2.0	11.3	2.9	2.0	24.5	1.7
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下であること							
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること							
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること							
45	フェノール類	0.005mg/l以下であること							
46	有機物	3mg/l以下であること	1.2	0.8	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.3	6.7	7.2	6.7	6.7	6.3	6.9
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
原水	クリプトスポリジウム	(単位:個/10l)							
原水	ジアルジア	(単位:個/10l)							
原水	嫌気性芽胞菌	(単位:個/100ml)							

※ 原水に水質基準は適用されません。